

副島ハマの保育の原点に関する一考察

A Consideration on the Origin of Fukushima Hama's Childcare

岡崎善治*

Yoshiharu OKAZAKI

要約

本論文では140年余りの保育史にかかわってきた様々な保育者の中から、戦前戦後に活躍した副島ハマの保育の原点について論評してみた。保育者でありながら保育行政にも携わってきた貴重な経験から見えてくる保育の原点とは何か、副島ハマの生い立ちや業績を当時の時代背景を交え探ってみた。

Abstract

In this thesis, I reviewed commentary on the origin of Fukushima Hama's childcare that was active in the pre-war post-war period among various child carers involved in the childcare history in about 140 years. I tried exploring what is the origin of childcare that comes from valuable experience that has been involved in daycare but child care administration as well as exploring the history and performance of Fukushima Island with the era of the era of the time.

キーワード：

副島ハマ、保育、原点、保育者、幼児の人格尊重

Key words：

Fukushima Hama, Early childhood care and education, Origin, Nursery school and kindergarten teacher, Respect the character of an infant

I. はじめに

我が国の保育の歴史は、1857（安政4）年に佐藤信淵によって著された『垂統秘録』により保育施設構想を打ち出したことから始まる。

これには、昼間の託児保護施設「遊児廠」（今でいう所の公立幼稚園や保育所）と乳幼児保護施設「慈育館」（公立の乳児院）に関する記述がある。

当時の保育施設構想を現在の状況に置き換えてみると、幼稚園、保育所、乳児院は創設の理念や目的、対象年齢等がそれぞれ異なり、幼稚園は学校教育法で定められた学校（学教法第1条）である。対象年齢は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学教法第26条）。保育所は児童福祉法で定められた児童福祉施設（児福法第7条）であり、対象年齢は保育に欠ける1歳未満の乳児（児福法第4条第1項）と1歳から小学校就

学の始期までの幼児（児福法第4条第2項）。乳児院は保育所と同じく児童福祉法に定められた児童福祉施設（児福法第7条）で、対象年齢は必要がある場合については小学校前の児童までも可能であるが、基本1歳未満の乳児（児福法第4条第1項）となっている。

これらは現在の根拠法令に基づくものであるが、当時は根拠となる法令もなく、佐藤信淵によって保育施設の構想が打ち出された。これが我が国における保育（幼児教育史と社会事業史）の先駆けとして今に伝えられている。

その後、1872（明治5）年の学制により近代国家が成立し、4年後の1876（明治9）年には初めての幼稚園（公の保育施設）が誕生した。これにより我が国の保育の歴史（幼児教育史）が始まることになる。また、保育所（当時は託児所）で

*本学専任講師

は、1890（明治23）年に赤沢鍾美・ナカ夫妻により「守孤扶独幼稚児保護会」が設立されたことで、これが本格的な託児事業として開始され、我が国における社会事業史の始まりとなる。

一方、世界に目を向けて見ると、小学校にあがる前の幼児のための学校として、ドイツ人のフリードリヒ・フレーベルにより、世界最初の幼稚園「一般ドイツ幼稚園」(kindergarten)が1840（天保11）年に設立された。さらに歴史をさかのぼると産業革命期の1816（文化13）年には、イギリス（ウェールズ）人のロバート・オーエンにより、自身の経営する紡績工場で働く労働者とその子どものための学校として、スコットランドに幼児学校 (infant school) が設立された。ともに世界における幼児教育史と社会事業史の始まりである。

我が国では140年余り、世界では200年以上もの長きにわたる保育の歴史があるなかで、その間、保育界が発展していくためには、多くの先人保育者や教育関係者ら、著名な人物による様々な動きが見られたことは言うまでもないことである。

著名な人物を列举すると世界ではコメニウス、ルソー、ペスタロッチ、フレーベル、デューイ、オーエン、オーベルラン、マクミラン姉妹、モンテッソーリら、我が国では倉橋惣三、城戸幡太郎、関信三、松野クララ、豊田英雄、野口幽香、森島峰、副島ハマらの名前は保育・教育関係者であれば誰もが知るところである。

こうした著名な人物も個々に保育や教育に関わっていきこうとする動機やきっかけは様々であっただろうが、実際に決意して行動に移すためには「保育の原点」あるいは「教育の原点」があるに違いはないだろう。

そこで本論文では様々な重要人物が実在していたなか、表題にもある通り、副島ハマについて取り上げたいと思う。副島については戦前戦後に活躍した人物であるが、以下の点において特筆すべき事項があると考えた。①保育者であること。②女性であること。③保育行政の仕事に携わった経験があること。④多数の論文があること。これら

4点については、他の著名な重要人物にも引けをとらない副島独自の教育・保育界への貢献につながるものとして考えられる。これらについては、「V. 副島ハマの生い立ちと業績」の章にて論述する。

II. 保育とは

先程から「保育」という用語が度々登場するが、そもそも保育とは何かということをごここで押さえておきたい。

「保育」とは、森上史朗・柏女霊峰編者による保育用語辞典第7版第1刷（2013年）には広義と狭義において次のように記されている。

広義には「保育所・幼稚園の乳幼児を対象とする“集団施設保育”と、家庭の乳幼児を対象とする“家庭保育”の両方を含む概念として用いられている」¹⁾とし、狭義では「保育所・幼稚園における教育を意味する用語として使用されている。」²⁾とある。

これらのことから乳幼児を対象とした教育が保育という用語で用いられているということになる。ただここでいう教育の意味するところは、その対象児が幼弱であるため保護を要し、いたわりながら教育することが求められるということである。

では、この保育という用語が、いつから用いられるようになったのか、このことについては、東京女子師範学校附属幼稚園の規則の中で、「小児保育」や「保育料」という言葉で記されている。これが1879（明治12）年の文部省布達により、実際に保育という言葉として用いられたのが最初とされ、それ以降は、広く幼児教育で用いられるようになったのである。

それでは幼稚園と保育所における保育という言葉の取り扱いについてはどうなのか。幼稚園は1947（昭和22）年に制定された学校教育法第1条に示されているように学校教育を行う教育機関であるから、幼稚園で行うのは教育である。一方保育所も1947（昭和22）年に公布された児童福祉法第7条に示されている児童福祉施設の一つ

で、これにより従来の託児所が保育所という名称に代わった。保育所は養護的機能をより多く含むことから保育所で行うのが保育であるとされた。

しかし、これは誤解であり、教育は従来、知的な学習に偏る傾向が見られていたが、本来は「存在感、自己肯定感、社会的有機性や自分の世界を切り開いていこうとする有能性など広範にわたる機能」³⁾であるとされることから、保育所における乳幼児に対しても教育は必要であるし、一方、幼稚園での幼児に対しても、この時期は「特別に繊細で傷つきやすい危機的な時期」⁴⁾であると考えられるので、保育的配慮をもってかかわることが必要である。したがって、幼稚園の幼児も保育所同様に保育的な配慮を必要とする。

また、学校教育法第77条(昭和22年制定)幼稚園の目的においては、「幼稚園は、幼児を保育し、…」⁵⁾と定められており、この場合の保育については「“保護・教育”の略で、外からの保護と内からの発達を助けることを一体と考えるのが幼児期の特徴」⁶⁾であるとした。児童福祉法第39条第1項(昭和22年制定)保育所の目的には「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育する…」⁷⁾と規定されており、これは乳幼児を対象とし、「養護」(乳幼児の生存を保障)することと「教育」(心身の健全な成長・発達を助長)することを一体的に働きかけながら行うものである。

このように乳幼児期の子どもに対しては、教育と保育を区別することが困難であるため、この時期の子どもへの教育的営みには、すべて「保育」という言葉を用いるのが一般的であるとされる。

Ⅲ. 保育者とは

保育という用語に続き、ここでは保育者について押さえておきたい。

「保育者」とは、村山貞雄監修による幼児保育学辞典初版(1980年)によると、「①幼稚園教諭と保育所に勤める保母の総称。両者は似た仕事であるが名称がちがうので、便宜上、または両者の

統一を計るため、かつ戦前はともに保母と呼んでいたことから、このようにいうことがある。」⁸⁾として、この辞典での保育者とは、「幼稚園教諭と保育所に勤める保母(保育所保育士)」⁹⁾ということになる。

また、森上史朗・柏女霊峰編者による保育用語辞典第7版第1刷(2013年)には次のように記されている。広義には「幼稚園教諭、保育所保育士に限らず、親もすべての幼稚園や保育所のスタッフも包含することばである。」¹⁰⁾狭義には「幼稚園や保育所で直接的に子どもの保育にたずさわるものについての、そうした共通の働きに着目したことばとして用いられる場合が多い。」¹¹⁾とし、この辞典での保育者とは「乳幼児の保育に関わるすべての人(広義)」¹²⁾と「幼稚園や保育所で保育に携わる人(狭義)」¹³⁾ということになる。

これらの辞典から3つのポイントが見てとれる。一つ目は保育の対象者が乳幼児であること。二つ目は乳幼児にかかわる場所が幼稚園と保育所であること。三つ目は乳幼児にかかわる人の職種が幼稚園教諭や保育士など、乳幼児にかかわるすべての人であること。これらのことから対象、場所、人の3つのポイントを整理し定義づけるとすると、ここでの保育者とは、“幼稚園や保育所などの保育施設において、乳幼児を対象とした保育にたずさわる仕事をしている人”ということになる。

Ⅳ. 先人の保育者

保育の歴史を辿ると、先述した通り1872(明治5)年に「学制」が頒布され、その中の小学校規定の中に「幼稚小学」という規定が組み込まれたが、実際には規定のみで設置されず、その3年後の1875(明治8)年に京都にある柳池小学校内に「幼稚遊嬉場」が設置された。しかしこれも1年半ほどで廃止され、保育施設の設立と制度の確立には困難を要する状況であった。

このように遅々として進まなかった保育施設が、1876(明治9)年、官立の幼稚園として、現在の文京区湯島3丁目に東京女子師範学校附属幼

稚園が設立されたのである。これにより、関信三（1843～1880）や松野クララ（1853～1941）らにより、我が国における保育（フレーベル主義に基づく幼児教育）が行われるようになった。その後、1889（明治22）年には我が国で最古の託児所として新潟静修学校に付設の託児所（1947年の児童福祉法の制定により託児所から保育所へ名称変更）が開設し、幼稚園と保育所（当時は託児所）それぞれの保育施設において乳幼児を対象とした保育を展開していくこととなった。

当時の保育者を列挙すると、我が国における幼稚園教育の基礎を築き、東京女子師範学校附属幼稚園創設当時の首席保姆として、主に保姆の指導にあたったドイツ人女性の松野クララ。松野とともに同附属幼稚園の創設や鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設にあたり、我が国で最初の保姆となった豊田英雄（1844～1941）。豊田とともに附属幼稚園の保姆として採用され、後に共立幼稚園を設立し、生涯幼児教育に携わりながら保姆養成にも大きな足跡を残した近藤濱（1839～1912）。華族女学校附属幼稚園の保姆で、二葉幼稚園を設立した野口幽香（1866～1950）と森島（斉藤）峰（美根）（1868～没日不明）。野口・森島（斉藤）の設立した二葉幼稚園で、野口から“二葉の大黒柱”と呼ばれるまで長きにわたり幼稚園に貢献し、後の二葉保育園を総合的児童福祉施設に発展させた徳永恕（1887～1973）。我が国で最初のキリスト教主義に基づく幼稚園、桜井女学校附属幼稚園を設立した桜井チカ（1855～1928）。常設保育所の原型とされる守孤扶独幼稚児保護会（本格的な託児事業）を開始した赤沢鍾美（1867～1937）・ナカ（1871～1941）夫妻。季節託児所の最初とされる農繁期託児所を開いた寛雄平（1842～1916）ら、草創期の保育施設での保育にかかわった保育者である。

この10人以外にも著名な保育者や保育に関係する人物は数多く存在するが、本論文では草創期に活躍した保育者以外に目を向けて、戦前戦後に保育現場や保育行政などにおいて活躍し、その後の保育界に多大なる功績（後章「V」参照）を残

した保育者として有名な副島ハマ（1905-1998）の保育の原点について探ってみることとする。

V. 副島ハマの生い立ちと業績

副島ハマについて語る上で、副島の生い立ち（表1）や業績を、副島が生きてきた時代背景を踏まえ、押さえておきたい。

副島は1905（明治38）年4月1日に長崎県島原にて、父虎十、母チョウの四女として生誕し、1922（大正11）年3月、京都平安女学院専攻部保育科を卒業した後は19歳のときに京都聖マリア幼稚園に勤め、いくつかの園や学校などの現場経験を1945（昭和20）年6月、厚生省に勤務するまでの20年にわたり積み重ねた。その後は厚生省にて18年間一貫して保育行政に携わり、1963（昭和38）年4月、栃木県立保育専門学校の教頭、1967（昭和42）年4月からは国立音楽大学教育音楽学科幼児教育専攻主任教授、1975（昭和50）年4月には和泉短期大学の教授、そして1983（昭和58）年3月、同短期大学を退任するまでの20年間は、それぞれの学校などで活躍した。

退任後もハワイ、ヨーロッパ、東南アジアへの視察を続け、1998（平成10）年4月29日、93歳で永眠するまで、戦後の保育史において確かな功績を残してきたのである。

副島の長きにわたる保育界における業績に目を向けて見ると、やはり厚生省時代における18年間は、その後の保育界を大きく切り開く原動力になったことに違いはないだろう。

そこで、副島が厚生省に勤務し始めた昭和20年から30年代はどのような時代であったのか。敗戦後、国民の生活はもとより、政治・経済・教育・保育・福祉など、各界それぞれが戦後の復興の歩みを進めていくことになるが、政治・教育・保育・福祉では、主権喪失下であった当時の内閣（吉田茂第1次内閣）により、1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布された。これに伴い1947（昭和22）年には、憲法の精神に則った教育基本法が制定され、同年学校教育の制度を定

める学校教育法が、福祉では児童の福祉の基本原則を定めた児童福祉法など、教育・保育・福祉に関する法令が次々と整備されていった。

経済では第二次世界大戦により、我が国の産業は壊滅的な打撃を受け、GHQの命令により財閥の解体や物流の寸断、復員兵や引揚者の帰国による急激な人口の増加で、経済は混迷を極めることとなった。しかし、1950(昭和25)年には朝鮮戦争が勃発し、これを機に青色吐息であった我が国の産業は大きく息を吹き返すこととなり、これにより1954(昭和29)年から1973(昭和48)年までの約20年間は、高度成長(高度経済成長期)を遂げ、我が国の経済は好調を極めることとなった。

その後の経済は安定成長期に入り、バブル経済(バブル期)、バブル経済の崩壊による低成長期、

現在へと移行していくこととなる。

このように、副島が厚生省に勤務していた時代は、戦後の混乱・復興・成長へとつながる、まさに我が国が資本主義・民主主義国家の一員として国際社会に復帰し、世界第2位(当時)の経済大国へと成長していく流れのなかで、国民の暮らしが徐々に豊かになっていく時代であった。

このような時代のなかで、副島は戦前の教育・保育現場での保育者としての経験をもとに厚生省で勤務していくこととなる。

副島が勤務し始めた当時は、先述したように戦後の混乱による経済の低迷のため、日常の生活そのものが困難な時代である。

また、1947(昭和22)年に学校教育法と児童福祉法が制定される前までの関係法令としては、

表1 副島ハマの生い立ち

年	事柄	年齢
1905(明治38)年4月1日	長崎県島原にて生誕(一男五女の四女) 父:副島虎十(キリスト教伝道師:牧師) 母:副島チョウ	0歳
1922(大正11)年3月	京都平安女学院専攻部保育科卒業	17歳
1924(大正13)年4月	京都聖マリア幼稚園勤務	19歳
1929(昭和4)年4月	鹿児島幼稚園勤務 父の勤務地(鹿児島)のため	24歳
1931(昭和6)年5月	鹿児島高等女学校勤務(女学校の教諭並びに同校専攻科の音楽を兼任)	26歳
1936(昭和11)年8月	京都四辻幼稚園勤務(主任保育)	31歳
1937(昭和12)年9月	京都平安女学院専攻部保育科 同付属幼稚園勤務(附属幼稚園保育を兼任)	32歳
1939(昭和14)年4月	母、永眠	34歳
1943(昭和18)年4月	大日本婦人会本部母子科保育係 専任	38歳
5月	兄が出征し、父が一人になる	
9月	上京し、東京保育専修学校 同校付属幼稚園勤務	
1945(昭和20)年6月	厚生省勤務 人口局母子科、健民局健民課、健民局母子課、衛生局保健課、公衆保健局 栄養課、児童局母子衛生課、児童局保健課、児童局母子福祉課と保育業務 所管の変更により所属課名は異なる。	40歳
1947(昭和22)年	文部省教育内容調査委員	42歳
1948~1965(昭和23~40)年	東京都立高等母子学院勤務(非常勤講師)	43歳
1949~1961(昭和24~36)年	日本女子大学勤務(家政学部児童科並びに通信教育部非常勤講師)	44歳
1949~1959(昭和24~34)年	千葉県保母試験委員	
1949~1978(昭和24~53)年	日本保育学会(委員:理事)	
1955(昭和30)年5月	文部省教材等研究科高等学校家庭小委員会委員	49歳
1960(昭和35)年5月	玉川保母専門学校勤務(講師)	54歳
1963(昭和38)年4月	栃木県立保育専門学校勤務(教頭) 栃木県保母試験委員	58歳
1967(昭和42)年4月	国立音楽大学勤務(同学教育音楽学科幼児教育専攻主任教授)	62歳
1968(昭和43)年4月	東京女子体育短期大学勤務(非常勤講師)	63歳
1975(昭和50)年4月	和泉短期大学勤務(教授)	70歳
1983(昭和58)年3月	和泉短期大学 退任 ハワイ、ヨーロッパ、東南アジアへの海外視察	77歳
1998(平成10)年4月29日	93歳にて永眠する(やすらぎ霊園:東京都八王子)	93歳

※参考文献10)原哲郎「戦後の混乱期における副島ハマの業績」を参考に筆者が作成

幼稚園では1926（大正15）年に幼稚園令が、保育所に至っては社会福祉に関する法令は存在していたものの、保育所単独の法令は無かった時代である。そのようなことから幼児教育への関心が薄く、その大切さを理解してもらうためには並々ならぬ苦勞があったようである。

当時、副島以外で活躍していた人物には、我が国の幼児教育の理論的指導者で日本保育学会の初代会長を務めた倉橋惣三（1882～1955）や、1947（昭和22）年に制定された学校教育法の草案を作成したり、幼稚園教育要領の作成に携わったりするなどした坂元彦太郎（1904～1995）、幼児心理学者で倉橋惣三の後を受け継いで日本保育学会の会長（第二代）に就任した山下俊郎（1903～1982）らがいるが、彼らはいずれも文部省でのことで、厚生省においては副島ハマただ一人しかいなかった。それも官僚の多くは男性が大半を占めており、女性は極々少数で、それも保育現場の経験があるものといえば、副島ただ一人であったのが当時の状況である。

加えて、1946（昭和21）年に公布された日本国憲法第14条「法の下での平等」（第3章国民の権利及び義務）において「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」¹⁴⁾とあるが、「男女雇用機会均等法」（職場における男女の均等取扱い等を規定した法律）が1972（昭和47）年に制定されるまでの約20数年間の副島に対する職務上の対応は、はたしてどうであったのだろうか。

これには第1条（目的）として「この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。」¹⁵⁾とし、第2条（基本的理念）には「この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをそ

の基本的理念とする。」¹⁶⁾と示されている。

こうした状況を鑑みると、当時は女性の自立や社会進出が発展途上にあるなかで、日本国憲法ではすべての国民は法の下での平等を謳い、一方で雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることが謳われている男女雇用機会均等法は未だ制定されていない現状であることから、副島自身の置かれた環境は、決して仕事がし易いかと言えばそうではない状況が浮かんでくる。

当時の厚生官僚（多くが男性）とともに副島が保育界の発展に尽力していくためには、法令上の壁はもとより、目に見えない壁（偏見）が立ち塞がっていたのではないだろうか。事実、副島が保育の現場経験者で女性ということからも当時の厚生省においては目障りな存在として見られていたようである。そのような状況下で副島は多くの論文を残している。

最初に赴任した厚生省衛生局保健課母子係の時代には「玩具についての協議会の成立と請願」（1946年）と「保姆は何を望むか：保育協議会に於ける保姆調査」（1946年）を、厚生省民生保健課の時には「幼児保育に関する新しい法律案」（1947年）を、厚生省保育課の時には「リズム遊び」（1948年）や「保母の問題（〈特集〉日本保育学会第一回大会研究発表）」（1949年）、「児童福祉法における保育所の意義」（1949年）を、厚生津兒童局の時には「製作の教育的価値」（1949年）、また厚生省保育課の時には「新しい保育」（1950年）や「こどもの日にちなんで」（1955年）、厚生省母子福祉課の時には「保育所の眞の姿」（1955年）などである。

このように保育行政に携わっていきながら数多くの論文を世に残すことで、現在の保育界が存在するという意味では、頭の下がる思いであるし、その苦勞を惜しまず、保育の基礎作りや保育者の社会的立場の確立など、現在我々が当たり前でできていることの道筋を示したのは、正に副島ハマの業績であるといえるのではないか。

VI. 副島ハマの保育の原点と考察

このように副島ハマの偉大な業績により戦後の保育界の発展がなされてきたが、ではどうして副島はそこまでして保育界の発展に人生を捧げることができたのだろうか。その原点について考えてみたいと思う。

副島は自身の著作「保育者の目を見たヨーロッパの保育の原点」(1972年)にてそのことが記されている。

本著は副島がヨーロッパ旅行をした後にまとめたものであるが、その目的は三つ示されている。一つ目はアンデルセンやペスタロッチ、フレーベル、モンテッソーリの遺跡を訪ね、先人の教育あるいは保育思想が今日の幼稚園にどのように活かされているのかを確認すること。アンデルセンについては、他の3人のように幼稚園とは直接関係のないように思えるが、保育に密接な関係のある童話作家ということで、計画に入れたそうである。二つ目はヨーロッパにおける保育制度を学ぶことで、ドイツやフランス、イギリス、デンマーク、スイスなど、12の幼稚園や保育所を三週間に渡って訪ね歩き、その実態をまとめること。三つ目は二つ目の目的を踏まえて、欧州の幼稚園には三つの型(フレーベル型:主として新教系、モンテッソーリ型:カトリック系、中間混合型:公立その他)が存在することが判明したことから、その中のフレーベル型についてのみ記述してあること。これについては東京女子師範学校附属幼稚園の保育が、フレーベル主義に基づくことから目的の一つに加えたものと考えられる。

フレーベル主義の教育思想については、①神と自然と人間との神的統一。②自己発達の原理。③成長発達に即した教育。④労作教育の原理。⑤他との調和を考える。の五つに要約されたものになっている。

これら三つの目的により副島は何をもって保育の原点と考えたのか。一つ目の目的では先駆者の遺跡を訪問したが、ペスタロッチ(1746~1827)はスイスの思想家で、教育の実践家でもある。「スイス国民教育の父」とも呼ばれ、学校制度と

児童福祉制度ができなかった当時の状況から、これまで誰も行わなかったノイホーフやシュタンツでの貧民や孤児の教育に携わった。副島はペスタロッチが行った実践活動の偉大さを感じながら、ペスタロッチ研究所やノイホーフを訪ね、最後に彼の徳「貧しき者の救い主、孤児の父、国民の創立者、すべてを他人のために」と刻み込まれた墓を訪れた際には、保育者でありながら保育行政に携わる自身の立場から興味深く感じたようである。

次にフレーベル(1782~1852)はドイツの教育者で、「幼児教育の父」と呼ばれ、世界で初めて幼稚園を創設した。彼は手記の中で、母親(実母)について記述しているところがある。彼の母親は彼が生後9ヵ月18日目に亡くなっており、4歳のときには第二の母親が来て、そこから不幸な生活が始まったとのこと。そのため実母の姿を心に描いていた。それが55歳のときに設立した母親学校であり、後に付属として作った幼稚園へとつながるのである。これについて副島は、フレーベルの偉大な仕事を全うしたことを踏まえ、「子どもの心のイメージの一部になって残るような教師になりたいものである。」¹⁷⁾と感想を寄せている。

モンテッソーリ(1870~1952)はイタリア初の女性医師で、モンテッソーリ教育法の開発者として知られている。モンテッソーリの教育の原理は、①自由、②整理された環境、③感覚教育の重視で、副島がベルジアにあるモンテッソーリ研究所や保母養成学校、付属幼稚園を訪れた際は、研究所の所長であるパオミル博士(モンテッソーリの直弟子)から教具などの説明を受けたが、どの施設においても整理された環境であったことや、実際にモンテッソーリの教具などを見たときには満足であったとの感想を寄せている。

彼女が医学博士号を取得後に就いたローマ大学付属の精神病院での試み(知的障害児に指先を動かすような玩具を次々と与え、感覚を刺激することで知的水準を向上させる)により、知的障害や発達障害児のための治療教育及び貧困家庭の子どもたちへの教育から発展させてきた教育法が、現在に至っても世界各国で実践されている現状を受

け、その原点の地であるイタリアを訪れることは、副島にとっても考え深いものがあったに違いない。

次に二つ目の目的であるヨーロッパにおける保育制度を学ぶことであるが、これについては、三週間で訪問した12の幼稚園と保育所について記されている。それらの所属、費用、職員資格、クラス担当人員、教員勤務時間、設備、内容の7つの項目について、副島が印象に残ったことや感想を交えながら説明している。

この中で特筆すべきこととして、設備と内容が挙げられる。設備面では、デンマークコペンハーゲンのアーバンプラネン保育所、幼稚園とレートピュブシュ・フリッデシュジェスン・アントコウル幼稚園、放課後教室において、園の遊具が先生方による手製のものになっており、セメントや材木を利用して作られていた。先生方の温もりが感じられたとのこと。イギリスロンドンのレイチェル・ヤーリング・ナースリースクールでは、室内遊具でのごっこ遊びの材料が多いことに加え、美容院ごっこの材料には、パーマのドライヤー（通称おかま）や子ども用の鬘があったとのこと、驚きを感じたとのこと。また、どの国も樹木や芝などの緑が庭一杯に敷きつめられていることや、使用されている積木のほとんどもフレーベルの恩物の原型に近いものが使われており、フレーベルの教育思想の広まりを感じさせたとのことである。

内容面では、スイスチューリッヒのシューハウス幼稚園での子ども達と話し合いをしながら親を主とした劇遊びの保育を見た上で、そのとき使用した小道具がすべて先生の手製であったことや、先生のギター伴奏もオリジナルであったことを聞いて感心したとのこと。加え、積極的に参加できなかった子どもに対して、副島ら旅行団からの土産を受け取る役を振り分けられた様子を見るにつけ、「これこそ性格づくり、心を大切にした保育」¹⁸⁾と感心したとのことであった。

イタリアペルジァのモンテッソーリセンター幼稚園では、モンテッソーリの教具として、洗面と洗桶、掃除道具が印象に残り、室内遊具でのごっ

こ遊びの材料で驚きを感じたイギリスロンドンのレイチェル・ヤーリングナースリースクールでは、年少児（3歳）と年中児（4歳）がその日のおやつを楽しそうに作っていた姿が印象的であったとしている。また、イギリスロンドンのキングウッド・プライマリースクールでは、幼稚園を7歳まで延長した感じのものであるが、小学校教育を低年齢まで下げるといった感じはしなかったとのこと。ちなみにこの園は文部省中央教育審議会の幼児学校構想のモデルであったと聞いての訪問であった。

これらの園を訪問していく中で副島は、「とにかくこの国も天才を生むための早教育とか、エリート教育でなく、幼児として楽しい遊びの生活を充実させ、遊びを通して健康も社会性も愛情も知識も、共に伸ばすことが考えられているように思えた。」¹⁹⁾と二つ目の目的、ヨーロッパにおける保育制度を学ぶことでの感想を寄せている。

三つ目の目的は欧州の幼稚園における三つの型、とりわけフレーベル型の記述についてであるが、これについては、フレーベル主義に基づく教育思想を五つに要約したものを挙げている。一つ目は「神と自然と人間との神的統一」である。彼は子どもの心に神性を見出し、宇宙のあらゆるものは、球（天体など）・円柱（樹木や人間の身体の部分など）・立方体（人工的なもの）の三体にまとめられると言っている。ドイツのシュワイナの丘にあるフレーベルの墓碑（球・円柱・立方体の第二恩物の形）に、「さあ、私達の子供らに生きようではないか」の標語が刻まれており、これが第一の教育思想の表象としてある。自然と人間とに共通する神性を認識させることが教育の作業であるとする。

二つ目は「自己発達の原理」である。これについては、副島曰く、今すぐにでも日々の保育に取り入れるべきであるとし、子どもの内的動機に基づく創造的な行動を注意深く見守りながら、その時々に必要な援助を与えていくことが大切であるとする。

三つ目は「成長発達に即した教育」である。我

が国では知能的な早教育を保育で行う傾向が見られることから、フレーベルの教育思想である成長発達に即した教育は、「人間の発達は連続的なもので、前の段階の完全な発達を基礎として、次の段階の発達を期待することができる(中略)学童の年齢に達したから学童になるのではなく、幼児期に精神的にも身体的にも種々な要求と課題が果たされて、はじめて学童期に入るべきである」²⁰⁾として、その原点に立ち返る意味で考えたい問題であるとされる。

四つ目は「労作学習の原理」である。これは日々の保育を行う上で必要な準備について指摘している。フレーベルは「人間は自覚的に自己の内的生命を表現する活動によってはじめて成長し、幼児は創造的な遊びをすることで学習する」²¹⁾として、子どもが全能力を注いで楽しく遊ぶことができるようにするには、次の段階を見越してどれだけ準備をしているだろうか、今の保育の現状を振り返っている状況が見てとれる。

最後五つ目は「他との調和を考える」である。このことについてフレーベルは、「人間は家族、社会、民族、全人間種族の一員であり、宇宙の一部である。すべてのものに統一、調和が望まれるように、幼児も個性を重んじると同時に、社会と調和すべきである」²²⁾と言っている。これは保育者が子どもを指導していく場合、子ども同士や子どもと周囲の大人、子どもと環境など、様々な関係において、調和を考えながら指導していくことの必要性を説いた内容であるが、フレーベルの教育思想を尊重する副島にとっては、そのような指導を我が国においても実践していきたい気持ちが十分に伝わるとともに、その難しさを感じさせるような感想を寄せた。

最後に副島は、「性格形成時代の子どもを扱っている保育者、国の人づくりの重要なポストにいる幼児教育家が、もう一度「心」の教育、「人として」の教育に立ちかえりたいものであることは、保育の原点をたずねてヨーロッパ旅行をした私の結論でございました。」²³⁾と感想を述べている。

副島は、保育者でありながら保育行政にも携

わった経験のある立場から、いずれの立場においても幼児の人格尊重(幼児を一人の人間として見る)は同様であることが、このたびのヨーロッパ旅行を通して改めて感じたことであり、副島にとっての保育の原点はそこにあるのではないかと、ということで、副島自身が1972年に著した「保育者の目で見えたヨーロッパの保育の原点」から見えてくることは、幼児を一人の人格ある人間として尊重することに他ならないということである。

VII. おわりに

本論文では副島ハマの保育の原点について考えを巡らせてみたが、国内には他にも著名な保育者や保育に関係する重要な人物が多く存在する。また、国外に目を向けてみると、世界で最初に幼稚園を設立したフレーベルを始めとした保育者らも存在する。こうした人物に関する保育の原点とは何かということはこれからの課題であるし、保育に携わる者としては興味深いところである。

引用文献

- 1) 森上史朗・柏女霊峰編著『保育用語辞典(第7版)』ミネルヴァ書房, 2013年, p.1
- 2) 同書, p.1
- 3) 同書, p.1
- 4) 同書, p.1
- 5) 同書, p.2
- 6) 文部科学省HP
- 7) 厚生労働省HP
- 8) 村山貞雄監修「保育者」『幼児保育学辞典』明治図書出版1980年, p.593
- 9) 田村滋男著「保育者」と「保育士」について『永原学園西九州短期大学部紀要第44号』西九州短期大学部, 2013年, p.2
- 10) 森上史朗・柏女霊峰編著『保育用語辞典(第7版)』ミネルヴァ書房, 2013年, p.182
- 11) 同書, p.182
- 12) 田村滋男著「保育者」と「保育士」について『永原学園西九州短期大学部紀要第44号』西九州短期大学部, 2013年, p.2
- 13) 同書, p.2

- 14) 衆議院 HP 「日本国憲法」
『http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm#3 sho』
The House Representatives, Japan
- 15) 厚生労働省 HP 「男女雇用機会均等法」
『https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html』
「男女雇用機会均等法のあらまし」 p.6
厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
- 16) 同省 HP, p.6
- 17) 副島ハマ「保育者の目で見えたヨーロッパの保育の原点」『幼児の教育第 71 巻 11 号』日本幼稚園協会, 1972 年, p.43
- 18) 同書, p.42
- 19) 同書, p.42
- 20) 同書, pp.44-45
- 21) 同書, p.45
- 22) 同書, p.45
- 23) 同書, p.45
- 13) 副島ハマ「幼児保育に関する新しい法律案」『幼児の教育第 45 巻 3 号』1947 年, 日本幼稚園協会, pp.16-18
- 14) 副島ハマ「リズム遊び」『幼児の教育第 47 巻 8 号』1948 年, 日本幼稚園協会, pp.10-14
- 15) 副島ハマ「保母の問題（〈特集〉日本保育学会第一回大会研究発表）」『幼児の教育第 48 巻 2-3 号』1949 年, 日本幼稚園協会, pp.39-51
- 16) 副島ハマ「児童福祉法における保育所の意義」『幼児の教育第 48 巻 4 号』1949 年, 日本幼稚園協会, pp.14-16
- 17) 副島ハマ「製作の教育的価値」『幼児の教育第 49 巻 2 号』1949 年, 日本幼稚園協会, pp.17-18
- 18) 副島ハマ「新しい保育」『幼児の教育第 49 巻 2 号』1950 年, 日本幼稚園協会, pp.17-18
- 19) 副島ハマ「こどもの日にちなんで」『幼児の教育第 54 巻 5 号』1955 年, 日本幼稚園協会, pp.29-31
- 20) 副島ハマ「保育所の眞の姿」『幼児の教育第 54 巻 6 号』1955 年, 日本幼稚園協会, pp.46-52
- 21) 副島ハマ「保育者の目で見えたヨーロッパの保育の原点」『幼児の教育第 71 巻 11 号』日本幼稚園協会, 1972 年, pp.39-45
- 22) 松川由紀子「副島ハマ著『ヨーロッパの保育の原点と現状』（書評）」日本幼稚園協会, 1974 年, pp.62-63

参考文献

- 1) 汐見稔幸他著『日本の保育の歴史－子ども観と保育の歴史 150 年－』萌文書林, 2017 年
- 2) 国吉栄著『日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明』新読書社, 2005 年
- 3) 湯川嘉津美著『日本幼稚園成立史の研究』風間書房, 2001 年
- 4) 鈴木勲編著『逐条学校教育法第 8 次改訂版』学陽書房, 2016 年
- 5) ミネルヴァ書房編集部『社会福祉小六法 2018（平成 30 年版）』ミネルヴァ書房, 2018 年
- 6) 森上史朗・柏女靈峰編著『保育用語辞典（第 7 版）』ミネルヴァ書房, 2013 年
- 7) 村山貞雄監修『幼児保育学辞典』明治図書出版, 1980 年
- 8) 野口悠紀雄著『戦後日本経済史』新潮社, 2008 年
- 9) 田村滋男著『永原学園西九州短期大学部紀要第 44 号』西九州短期大学部, 2013 年, pp.1-10
- 10) 原哲郎「戦後の混乱期における副島ハマの業績」『日本保育学会大会研究論文集(52)』日本保育学会準備委員会, 1999 年, pp.440-441
- 11) 副島ハマ「玩具についての協議会の成立と請願」『幼児の教育第 45 巻 1 号』1946 年, 日本幼稚園協会, pp.24-26
- 12) 副島ハマ「保母は何を望むか：保育協議会に於ける保母調査」『幼児の教育第 45 巻 2 号』1946 年, 日本幼稚園協会, pp.18-21